

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第1項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の7第1項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成30年8月27日

一般財団法人日本建築センター

理事長 橋本公博

建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成30年1月26日）

大和ハウス工業株式会社

製010101Abaa0690072、製010101Abaa0690081
製010101Abaa0690082、製010101Abba0690072
製010101Abba0690077、製010101Abab0690072
製010101Abab0690081、製010101Abab0690082
製010101Abbb0690072、製010101Abbb0690077
製010101Abac0690072、製010101Abbe0690072
製010101Abbe0690077

建築基準法施行令第136条の2の11第2号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成30年1月26日）

製010101Nbac0690072、製010101Nbac0690081
製010101Nbac0690082